

（目的）

第1条 人口減少への対応と地域振興による地方創生に向けたまちづくりを、市民と行政の協働により進めるために、市民発意による地域の振興策を協議、検討し、地域振興計画を策定する高知市に対し提案すること（以下「提案」という。）を目的とする。

（名称等）

第2条 この会は、「長浜・御豊瀬・浦戸地域活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

2 協議会における、活動対象の範囲は、長浜（横浜、瀬戸、横浜新町、長浜蒔絵台を除く）、御豊瀬及び浦戸（以下「対象地域」という。）とする。

（取組）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる取組を行う。

- (1) 提案についての協議、検討に関すること
- (2) その他、対象地域の人口減少への対応、地域振興等に関する協議、検討に関すること

（組織）

第4条 協議会は、第1条の目的に賛同する、対象地域において活動する団体、若しくは事務所等を置く法人の代表者等であり、長浜・御豊瀬連携協議会及び浦戸まちづくり連携協議会等から推薦された者（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 会員が協議会へ加入及び退会する場合は、別記様式により届け出るものとする。

（役員）

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 幹事 3名以内

2 代表、副代表及び幹事は、総会において会員の互選により選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員が交代した場合には、前項の規定にかかわらず、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第6条 前条の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、協議会を代表し、会務を総括管理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、事務局と連携し、協議会の運営に必要な資料の確認等を行う。

（会議）

第7条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、代表が招集し議長を任命する。

2 協議会の運営にあたっては、第1条の目的達成のために、会員同士が相互に連携協力し、少数意見も尊重しつつ、その運営に努めなければならない。

(総会)

第8条 総会は、第4条第1項の会員をもって組織する。

2 総会は、年に複数回開催し、次に掲げる事項を協議、決定する。

- (1) 協議会の運営に関する事
- (2) 提案の協議、検討及び承認に関する事
- (3) 役員を選出に関する事
- (4) 会則の承認又は改正に関する事
- (5) 専門部会の設置及び報告の取りまとめに関する事
- (6) その他協議会の運営に関し重要と認められる事項

3 本条第2項の各号に掲げる事項を決定する総会は、会員の過半数の出席を成立要件とする。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項の役員をもって組織する。

2 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を協議、決定する。

- (1) 総会の開催に関する事
- (2) 総会に付議する事項に関する事
- (3) 協議会の活動状況等の広報に関する事
- (4) その他協議会の運営に関する事項

(専門部会)

第10条 協議会に、総会で委任された専門的な内容を協議するため、対象地域等に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 第4条第1項の会員
- (2) 前号に掲げる者のほか、この協議会の目的に賛同し各専門部会が参加を認める者

3 専門部会には、部会長及び副部会長を置き、会員の互選により選出する。

4 専門部会は必要に応じ部会長が招集し、部会長が会の進行を務める。ただし、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

5 専門部会は、協議の状況を直近の総会又は役員会に報告しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を、高知市総務部市長公室政策企画課に置き、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 総会及び役員会の運営に必要な資料及び協議記録等の作成に関する事務
- (2) 総会及び役員会で決定された事項に関する必要書類等の作成に関する事務
- (3) 協議会の活動状況等の広報に関する事務
- (4) その他協議会の運営に関する事務

(資料提供その他の協力等)

第12条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会で協議し、代表が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 29 年 9 月 4 日から施行する。

(加入の届出に関する特例)

2 この会則の施行の日に協議会の会員である者は、この会則の規定に基づき届出を行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 年 月 日から施行する。